

令和2年6月8日

保護者の皆様へ

千葉市教育委員会学事課

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

千葉市では、千葉市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。

1 就学援助の対象となる方

この度の新型コロナウイルス感染症により病気療養等のため就労できなかった方や、失業して給与収入が減少している方、または、自営業の方で売上げが減少した方など、家計が急変して経済的にお困りの方。

2 申請について

前年の所得が多い方でもこの度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的にお困りの方については、現在の世帯の収入で審査を行います。現在の世帯収入が基準額を下回れば認定となり、就学援助費の支給を行います。申請をされる方は、3の提出書類を揃えてお子様の通われている学校までご提出下さい。

※詳細については、「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」の「⑩上記①～⑨の理由に当てはまらないが、経済的に困難、または特別な事情がある」の目安額を参照下さい。

3 提出書類

- | |
|--|
| <p>(1) 就学援助申請書</p> <p>(2) 同居している方で就労している方全員の令和2年3月～5月の給与明細または、申請書を提出する月の前の月までの3カ月分の給与明細
(例：7月に申請書提出の場合、令和2年4月～6月分の給与明細)
※自営業の方は、上記の月の売上台帳等収入がわかるもの</p> <p>(3) 退職したことがわかる書類（離職票等）※該当者のみ</p> |
|--|

4 問い合わせ先

①千葉市教育委員会学事課管理班（Tel.043-245-5928）

②お子様の通学している小・中学校